



1月の安心かわら版

1月の主な行事

1日： 元日
 7日： 七草粥
 11日： 鏡開き
 14日： 成人の日

17日： 防災とボランティアの日
 26日： 文化財防火デー
 27日： 国旗制定記念日



豪雪被害！ 保険で補償される？

今年も雪の季節になりました。近年は、都市部でも大雪による被害が発生しています。

雪が原因で住宅建物の屋根が落ちたり、屋根の瓦や雨どいの破損などの被害を受けた場合、それらの損害は火災保険による補償の対象となります。

ただし、保険金を受け取れるかどうかは、契約内容に「雪災」が含まれているかどうかによります。多くの火災保険では「風災・ひょう災・雪災」とセットになって補償されているケースがほとんどです。

また、契約時に火災保険金を受け取る際の「免責金額」を設定している場合があります。免責金額とは自己負担金のことで、たとえば50万円の修理費が発生し、50万円の請求をする場合でも、免責金額が5万円に設定されていると、受け取れる保険金は45万円になるということです。5万円以下の損害額では保険金支払いの対象になりません。15年以上前に20年以上など長期の火災保険契約をしている場合などは、20万円以上の損害でないと保険金が請求できないケースもあります。

また、各地で多くみられる被害が大雪によるカーポートの落下です。

カーポートは住宅の付属設備と位置づけられるもので、多くの場合、火災保険の対象となっています。

なお、カーポートの落下等でマイカーが損害を受けた場合は、自動車保険に車両保険を付帯していれば、修理費をカバーすることができます。

いつ、また豪雪に見舞われるかわかりません。突然の被害で慌てずに済むよう、本格的な雪のシーズンを迎える前に契約内容を確認してみましょう。

♪♪♪♪♪
 ご加入中の保険の
 ご確認, ご質問 etc. ...
 他社証券でもOK!!
 ♪ お気軽にご相談ください。 ♪
 ♪♪♪♪♪

レジアスインパクト株父支店
 chichibu@rezeous.co.jp

〒369-1872 埼玉県秩父市上影森815

TEL 0494-27-3210 FAX 0494-26-6555

事務所の電話番号も登録お願いします!